

入札公告

上富良野町財務規則（平成 6 年上富良野町規則第 9 号）第 100 条の規定に基づき、総合評価一般競争入札について次のとおり公告する。

上富良野町長 齊 藤 繁

1. 工事の概要等

(1) 工事名	上富良野町立病院改築工事
(2) 工事場所	北海道空知郡上富良野町大町 3 丁目 1055 番 8
(3) 工事概要	<p>本工事は、上富良野町立病院改築基本設計を踏まえ、総合評価落札方式による入札のもとで受注者を決定し、次に掲げる工事を「設計・施工一括発注方式」により実施するものである。</p> <p>なお、「新病院」とは、上富良野町立病院及び介護医療院上富良野をいう。</p> <p>(1) 新病院建設 (2) 新病院外構整備 (3) 既存建物解体除却（現病院、旧子どもセンター、旧医師住宅） (4) 基本設計の工事範囲表及び工事区分において「別途工事」としているもの以外のもの</p>
(4) 履行期間	<p>契約締結の日から</p> <p>新病院建設については、令和 7 年 2 月 28 日まで</p> <p>その他、外構整備、解体除却（旧子どもセンターを除く）については、令和 7 年 12 月 31 日まで</p> <p>解体除却（旧子どもセンター）については、令和 4 年 12 月 31 日まで</p> <p>（新病院の開院を令和 7 年 6 月中旬に予定しているところであり、適切な工事計画の下で履行すること）</p>
(5) 入札方法	価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式による入札であり、入札回数は 1 回とする。
(6) 予定価格	3,963,982,000 円（うち、消費税及び地方消費税の額 360,362,000 円）
(7) 調査基準価格	設定する

2. 入札参加者資格要件等

(1) 入札参加者の構成	<p>入札参加者の構成は、次の要件を満たすものとする。</p> <p>ア 建築 J V、電気 J V、機械 J V の 3 業種（甲型企業体）で構成する「異業種特定建設共同企業体」（乙型企業体）とする。</p> <p>イ 各 J V（甲型企業体）は、2～3 者で構成することとする。</p> <p>ウ 実施設計業務は、代表者の責任のもとに行うものとし、外部への委託を禁止する。ただし、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（構造計算、設備計算及び積算を除く）、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成等の簡易な業務は除く。</p>
--------------	---

(2) 確認基準日	入札参加表明書・入札参加資格確認申請書の提出期限日とする。
(3) 共通資格要件	<p>ア 令和3・4年度上富良野町競争入札参加資格者名簿に登載されていること。</p> <p>イ 建設業法第28条その他関係法令等による営業停止処分を受けていない者であること。</p> <p>ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定のほか、以下に該当しない者であること。</p> <p>(ア)手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者又は6か月以内に手形、小切手を不渡りした者</p> <p>(イ)会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がされていない者</p> <p>(ウ)民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者</p> <p>エ 上富良野町が定める「指名競争入札参加者の指名及び指名停止、入札参加排除に関する基準（昭和57年5月11日決定）」に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。</p>
(4) 実施設計業務を行う者の資格要件	<ul style="list-style-type: none"> ・実施設計業務を行う者が1者の場合は、次のアからカの要件をすべて満たすこと。 ・実施設計業務を行う者が複数の場合は、少なくとも1者は、次のアからウの要件をすべて満たし、その他の者はアおよびエからカの各要件を満たすこと。
(企業要件)	<p>ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を行っていること。</p> <p>イ 平成19年度以降に業務が完了した、以下の要件を満たす実施設計業務を3件以上、受注者として履行した実績があること。なお、共同企業体での実績の場合は、代表者として履行した実績があること。実施設計業務の履行実績については、実施設計図による建設業務が完了していない場合でも、実施設計の完了を証明できる書面等の提出により、実績として認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国において、新築で50床以上の病院の実施設計
(管理技術者等要件)	<p>ウ 実施設計業務全体の管理技術者（以下「管理技術者」という。）として次の要件を満たす者を配置できること。なお、管理技術者は実施設計の主任技術者（総合）（以下「設計主任技術者（総合）」という。）と兼任することができる。</p> <p>(ア)実施設計業務を行う企業と常勤で3ヶ月以上の恒常的な雇用関係があること。</p> <p>(イ)一級建築士の資格を有すること。</p> <p>エ 実施設計を担当する設計主任技術者（総合）として次の要件を満たす建築担当者を配置できること。</p> <p>(ア)実施設計業務を行う企業と常勤で3ヶ月以上の恒常的な雇用関係があること。</p> <p>(イ)一級建築士の資格を有すること。</p> <p>オ 実施設計を担当する設計主任技術者（構造）として次の要件を満たす構造担当者を配置できること。</p> <p>(ア)実施設計業務を行う企業と常勤で3ヶ月以上の恒常的な雇用関係があること。</p>

		<p>(イ)構造設計一級建築士の資格を有すること。</p> <p>カ 実施設計を担当する設計主任技術者(機械設備)および設計主任技術者(電気設備)として次の要件を満たす設備担当者を配置できること。</p> <p>(ア)実施設計業務を行う企業と常勤で3ヶ月以上の恒常的な雇用関係があること。</p> <p>(イ)設計主任技術者(機械設備)、設計主任技術者(電気設備)のいずれかが設備設計一級建築士の資格を有すること。</p>
(5)-1 建設業務を行う者の 資格要件 (建築JV)		<ul style="list-style-type: none"> ・甲型建築JVにおける代表者は、アからオおよびキからケの要件を満たし、乙型異種JVの代表者とする。 ・甲型建築JVにおける構成員は、アおよびウ、カ、コの要件を満たすこと。
	(企業要件)	<p>ア 建築一式工事について、建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>イ 北海道による「令和3・4年度建設工事等競争入札参加者名簿(建設部所管分)R4.3.1更新」のうち建築工事資格者名簿の格付等級がAで総合評点が1,100点以上であること。</p> <p>ウ 令和3・4年度上富良野町建設工事入札参加資格者名簿の「建築工事」の「A等級」に格付けされていること。</p> <p>エ 平成19年度以降に工事が完了し、引渡し済んだ、以下の要件を満たす工事を受注者として施工した実績があること。なお、共同企業体での施工の場合は、代表者として施工した実績があること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道内において、新築で50床以上の病院の建設工事 <p>オ 北海道内に本店又は支店(主たる営業所)を有すること。</p> <p>カ 上川総合振興局管内に本店又は支店(主たる営業所)を有すること。</p>
	(総括責任者等要件)	<p>キ 本業務の総括責任者として次の要件を満たす者を配置できること。</p> <p>総括責任者は、本業務全体の総括責任を担う者として、実施設計業務における管理技術者及び各設計主任技術者並びに建設業務における現場代理人、監理技術者及び主任技術者を総括し、実施設計業務及び建設業務に関し、相互調整を行う。なお、総括責任者は、現場代理人と兼任することができる。</p> <p>(ア)代表者と常勤で3ヶ月以上の恒常的な雇用関係があること。</p> <p>(イ)一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること。</p> <p>ク 本業務の現場代理人として次の要件を満たす者を契約日から竣工・引渡し日まで専任で配置できること。</p> <p>(ア)代表者と常勤で3ヶ月以上の恒常的な雇用関係があること。</p> <p>(イ)一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること。</p> <p>ケ 本業務の監理技術者として次の要件を満たす者を建設業務の開始から建設業務の完了まで専任で配置できること。</p> <p>(ア)代表者と常勤で3ヶ月以上の恒常的な雇用関係があること。</p> <p>(イ)一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること。</p>

		<p>コ 本業務の主任技術者として次の要件を満たす者を配置できること。</p> <p>(ア)建設業務を行う構成員と常勤で3ヶ月以上の恒常的な雇用関係があること。</p> <p>(イ) 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること</p>
(5)-2 建設業務を行う者の の資格要件 (電気JV)		<ul style="list-style-type: none"> ・甲型電気JVにおける代表者は、アからオの要件を満たすこと。 ・甲型電気JVにおける構成員は、ウとエの要件を満たすこと。
	(企業要件)	<p>ア 電気工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>イ 北海道による「令和3・4年度建設工事等競争入札参加者名簿（建設部所管分）R4.3.1更新」のうち電気工事資格者名簿の格付等級がAで総合評点が1,000点以上であること。</p> <p>ウ 令和3・4年度上富良野町建設工事入札参加資格者名簿の「電気工事」の「A等級」に格付けされていること。</p> <p>エ 上川総合振興局管内に本店又は支店（主たる営業所）を有する者こと。</p>
	(総括責任者等要件)	<p>オ 本業務の監理技術者として次の要件を満たす者を建設業務の開始から建設業務の完了まで専任で配置できること。</p> <p>(ア)代表者と常勤で3ヶ月以上の恒常的な雇用関係があること。</p> <p>(イ)一級電気工事施工管理技士の資格を有すること。</p>
(5)-3 建設業務を行う者の の資格要件 (機械JV)		<ul style="list-style-type: none"> ・甲型機械JVにおける代表者は、アからオの要件を満たすこと。 ・甲型機械JVにおける構成員は、ウとエの要件を満たすこと。
	(企業要件)	<p>ア 管工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>イ 北海道による「令和3・4年度建設工事等競争入札参加者名簿（建設部所管分）R4.3.1更新」のうち管工事資格者名簿の格付等級がAで総合評点が1,000点以上であること。</p> <p>ウ 令和3・4年度上富良野町建設工事入札参加資格者名簿の「管工事」の「A等級」に格付けされていること。</p> <p>エ 上川総合振興局管内に本店又は支店（主たる営業所）を有すること。</p>
	(総括責任者等要件)	<p>オ 本業務の監理技術者として次の要件を満たす者を建設業務の開始から建設業務の完了まで専任で配置できること。</p> <p>(ア)代表者と常勤で3ヶ月以上の恒常的な雇用関係があること。</p> <p>(イ)一級管工事施工管理技士の資格を有すること。</p>

3. 入札手続き等

(1) 事務局	<p>〒071-0596</p> <p>北海道空知郡上富良野町大町2丁目2番11号</p>
---------	---

	上富良野町役場 建設水道課 建築施設班 (担当 高松、島田) 電話：0167-45-6981 FAX：0167-45-5362 メールアドレス：kensetsu@town.kamifurano.lg.jp		
(2) 日程	内容		日時
	ア	公告	令和4年4月1日(金)
	イ	現地視察可能期間	令和4年4月4日(月)から 令和4年4月11日(月)まで
	ウ	入札参加表明書・入札参加資格確認申請書の提出に係る質疑の受付期間	令和4年4月4日(月)から 令和4年4月8日(金)まで
		上記に係る質疑への回答	令和4年4月15日(金)まで順次
	エ	入札参加表明書・入札参加資格確認申請書の受付期間	令和4年4月22日(金)まで
	オ	入札参加資格の確認結果通知及び入札書・技術提案書の提出要請の送付 参考見積書の要請	令和4年5月13日(金) (予定)
	カ	基本設計書・VE提案項目・要求水準書等に係る質疑の受付期間	令和4年5月18日(水)まで
		上記に係る質疑への回答	令和4年6月3日(金)まで順次
	キ	VE提案および参考見積書の受付期間	令和4年6月7日(火)まで
		上記に対する審査期間 ※必要に応じてヒアリング	VE提案書等の提出日から3週間以内の 指定日、指定時間
	ク	VE提案の採否通知	令和4年6月23日(木) (予定)
	ケ	入札書・技術提案書の受付期間	令和4年7月8日(金)まで
		開札及び技術提案書の審査期間 ※必要に応じて質疑回答又はヒアリング	技術提案書の提出日から3週間以内の 指定日、指定時間
	コ	落札者の決定	令和4年7月下旬
サ	契約締結		
(3) 各種手続き	各種手続きの方法等は「入札説明書」による。		
(4) 書類の提出	各種書類の提出は、全て事務局へ提出すること。 提出方法等は「入札説明書」による。		
(5) 質疑の受付	ア 入札参加表明書・入札参加資格確認申請書の提出に係る質疑受付期間 令和4年4月4日(月)午前8時30分から令和4年4月11日(月)午後5時まで イ 基本設計書等に係る質疑の受付期間 令和4年5月18日(水)午後5時まで ウ 提出先 事務局 エ 提出方法		

	事務局に電子メールで、送信すること。電子メールの送信方法は「入札説明書」による。
(6) 質疑の回答	<p>ア 入札参加表明書・入札参加資格確認申請書の提出に係る質疑への回答 令和4年4月15日(金)まで順次</p> <p>イ 基本設計書等に係る質疑への回答 質疑を受領後、1週間を目安として順次回答を行う。 最終質疑回答は、令和4年6月3日(金)まで順次</p> <p>ウ 回答方法 上富良野町のホームページに掲載する。</p>
(7) 開札及びその他の注意事項	<p>ア 開札の日時 令和4年7月下旬</p> <p>イ 開札の場所 上富良野町役場</p> <p>ウ 詳細は「入札説明書」による。</p>

4. 落札者決定について

(1) 選定方法	価格と品質が総合的に優れた内容で実施することができる者を選定するため、総合評価落札方式による入札のもとで落札者を決定する。
(2) 評価体制	<p>ア 評価選定委員会 落札者の選定は、設計能力や施工能力、地域貢献等に係る技術提案項目並びに入札価格について評価選定委員会において総合的に審査した結果によるものとする。</p> <p>イ 評価選定委員会の構成 評価選定委員会は、学識経験者を含む7名の委員をもって構成する。</p>
(3) 落札者決定の手順・方法等	「入札説明書」、「落札者決定基準」による。

5. 契約、支払い等の手続き

(1) 契約の締結	落札者は、決定後速やかに契約を締結しなければならない。
(2) 契約保証金	免除する
(3) 前金払い	落札者は、請負代金額（各会計年度における請負代金の支払い限度額がある場合は、当該会計年度の出来形部分等予定額。）の10分の4以内の額を請求することができる。
(4) 中間前金払	落札者は、請負代金額（各会計年度における請負代金の支払い限度額がある場合は、当該会計年度の出来形部分等予定額。）の10分の2以内の額を請求することができる。ただし、中間前金払を含めた前金払の合計額は10分の6を超えてはならないものとする。
(5) 部分払・完成払い等	「入札説明書」による。

6. その他

(1) 詳細は「入札説明書」による。

(2) 「入札説明書」等の閲覧に供する資料については、上富良野町ホームページで公表する。

なお、貸出資料は公表しないので留意すること。